

○匝瑳市都市計画審議会条例

平成18年1月23日

条例第120号

(設置)

第1条 市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、匝瑳市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議を終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査を終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。